

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年4月22日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 12 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器(B)プリコート出口弁浸透探傷検査時、シリンダー内部に線状指示模様が認められたため、対応検討。	G	
2	2号機	直流125V(A)蓄電池点検時、蓄電池11個の防まつ栓Oリングに切れが認められたため、当該Oリングを交換。	G	
3	2号機	主復水器連続洗浄装置ビット内電磁弁点検時、貝・ボール分離装置電磁ベント弁(C)の付属品(電線管・電線管接続部及びリミットスイッチ取付架台)に腐食及び欠損が認められたため、当該付属品を補修。	G	
4	2号機	480V所内電源設備復水器連続洗浄装置用モーターコントロールセンタ点検時、同装置の捕集器格子(A2)用電動機の絶縁抵抗不良が認められたため、対応検討。	G	
5	2号機	復水貯蔵タンク加熱蒸気圧力調節弁点検時、弁体フランジ部ガスケット面に腐食が認められたため、当該部を補修。	G	
6	2号機	排ガス予熱器加熱蒸気入口圧力調節弁点検時、ピストンとシリンダーに固着が認められたため、当該弁を交換。	G	
7	2号機	タービンランド蒸気蒸化器加熱蒸気減圧弁点検時、弁シート面に浸食が認められたため、当該部を点検補修。	G	
8	2号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービンの駆動用所内蒸気供給弁点検時、ボンネット蓋嵌め輪に割れが認められたため、当該部を補修。	G	
9	3号機	換気空調系機能検査(その1)において、作業許可書未発行のまま作業実施していたため、対応検討。	G	
10	4号機	主復水器連続洗浄装置ボール捕集器(C)差圧計において、指示不良(管理目標値より低め指示)が認められたため、当該差圧計検出配管を点検。	G	
11	3.4号廃棄物処理設備	固化系苛性ソーダタンク入口弁において、弁ランド部に析出物が認められたため、当該ランド部を点検補修。(床への滴下無し)	G	
12	3.4号廃棄物処理設備	固化系苛性ソーダ供給ポンプ出口側配管フランジにおいて、析出物が認められたため、当該フランジ部を点検補修。(床への滴下無し)	G	